

学費納付規程【2016年度以降入学生用】

- 第1条 関西学院大学学則第59条による学費の納付は本規程による。
- 第2条 学費は別表所定の額とする。ただし、本学院高等部及び本学院千里国際高等部からの推薦による進学者の入学金は半額とする。
- 第3条 学費の納期は次の2期とする。
- | | | |
|------------------|------|-------|
| 春学期（4月1日～9月19日） | 納入期限 | 5月19日 |
| 秋学期（9月20日～3月31日） | 納入期限 | 11月9日 |
- ただし、新入学・編入学又は転部（科）を許可された者は合格者心得に定めた期日までに学費を納入しなければならない。
- 第4条 在学生でやむを得ない事由により第3条の納期に学費を納入できない場合には所属学部長の許可を受けて延納又は分納することができる。ただし、当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しなければならない。
- 2 前項にかかわらず卒業する学期においては次の期日までに完納しなければならない。
- | | |
|-----|------|
| 春学期 | 8月末日 |
| 秋学期 | 2月末日 |
- 第5条 学費の未納者は成績評価を得ることができない。また、卒業を認められない。
- 第6条 学費を当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しないものは除籍する。
- 第7条 単位未修得のため卒業を延期された者の授業料は、4年度生在学時の授業料金額とし、授業料以外の学費は残留学年度の諸費と同額とする。9月に卒業を認められた者は学費の半額を納入しなければならない。
- 第8条 学費未納のために除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した学期の末日とする。
- 第9条 除籍された者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て許可することがある。ただし、再入学は除籍の日から5カ年以内に願い出るものとする。
- 第10条 休学を許可された者は別表所定の在籍料を春・秋学期それぞれの学費納期に納入しなければならない。ただし、母国の兵役による休学が認められた者は、在籍料を免除する。
- 第11条 停学中の者は学費を納入しなければならない。
- 第12条 休学者にして復学を許可された者は復学する学期の学費を納入しなければならない。ただし、その学費は当人の入学年度の学生と同額とする。
- 第13条 退学者、除籍者にして再入学を許可された者は再入学する学期の学費を納入しなければならない。ただし、その学費は再入学する学生の学年と同額とする。なお、退学者にして再入学を許可された者は入学金を免除されるが、除籍者にして再入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。
- 第14条 再入学を許可された者は第13条の学費を再入学許可後2週間以内に納入しなければならない。なお、入学許可日から再入学しようとする学期の始まる日までに2週間の期間がない場合は、再入学しようとする学期の始まる日の前日までに学費を納入しなければならない。
- 第15条 本学の卒業者にして他の学部（科）に入学を許可された者の入学金は半額とする。
- 第16条 聖和短期大学の卒業者にして本学の学部（科）に編入学を許可された者の入学金は半額とする。
- 第17条 ジョイントディグリー制度に則り、他の学部編入学を許可された者は入学金を免除される。編入学後の学費は編入する学部の編入する年度の1年生の学費を適用する。
- 第18条 海外の大学との協定に基づくダブルディグリー留学制度に則り、ダブルディグリー留学を許可された者の学費の取り扱いは次のとおりとする。
- 1 留学先大学と本学の学費が相殺されるダブルディグリー留学生は、本学所定の学費を春・秋学期それぞれの学費納期に納入しなければならない。
 - 2 留学先に学費を納入するダブルディグリー留学生の本学学費は減免するため、減免後の学費として、春・秋学期それぞれの学費納期に分割して所定の金額（年額5万円）を納入しなければならない。
- 第19条 この規程の改廃は、大学評議会で決定する。
- 附 則
- 1 1971年（昭和46年）4月1日から改正施行する。
略
 - 18 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。ただし、2016年（平成28年）度入学生から適用する。なお、第4条及び第6条に関しては、編入学生、再入学生の取扱いを編入学又は再入学する学年と同様とする。

19 この規程は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。